

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の会議に、佐藤委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第22号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できません。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 もう少しお時間いただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 まだ判断できない会派がありますことから、今回は保留といたします。

次に、陳情第23号、旭川市及び周辺地域における外国人・外国法人による土地取得、特に森林・水源地に関する把握状況と対応方針についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 こちらもまだ本日は判断できない状況になっています。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 もう少しお時間いただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 まだ判断できない会派がありますことから、今回は保留といたします。

次に、陳情第24号、旭川市男女共同参画事業における不公平是正と事業見直しについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 判断できます。

○高橋ひでとし委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第24号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○石川まさゆき委員 陳情第24号に関しまして、不採択と判断いたします。

以下、理由を簡潔に述べます。

男女共同参画は、制度創設当初から、女性の社会的地位向上を重要な柱として位置づけられていると認識しています。一方、男性が抱える自殺率の高さや孤立、就労困難といった課題は、本市としても重要なテーマではあります。しかしながら、男性に特化した事業ではないとしても、これらの支援については、福祉保険部や健康保健部など、既存の制度の中で既に取組を進められているのであります。以上のことから、陳情事項にあります男性向けの支援事業を新設する必要はありませんし、事業の縮小や再編を行う必要もないと考えます。

したがって、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○高橋ひでとし委員長 民主・市民連合。

○高橋紀博委員 陳情第24号につきまして、不採択と判断いたします。

以下、その理由を簡潔に述べさせていただきます。

本市における男女共同参画推進事業の取組は、男女共同参画社会基本法に基づいて策定されたあさひかわ男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる場面における男女間の格差、差別を解消し、女性の社会的地位向上を重要な柱として進められております。基本計画の中には4つの基本目標を掲げて、男女共同参画の施策を展開してきましたが、まだ男女間

における格差、差別は顕在し、女性の社会的地位の向上が図られた状況に至ってはおりません。男性社会の中にも様々な課題が存在していることも理解するが、男女共同参画社会基本法の理念に鑑みても、この施策はさらなる取組を進める必要があると考え、願意に沿い難いと判断し、本陳情には不採択という判断をいたしました。

○高橋ひでとし委員長 公明党。

○高花委員 陳情第24号、旭川市男女共同参画事業における不公平是正と事業見直しについて、公明党として不採択と判断いたしました。

以下、簡潔に理由を述べます。

男女共同参画は、もともと女性の社会的地位向上を目的として始まった政策ですが、国の男女共同参画基本計画では、男性の生きづらさへの対応が明確に位置づけられており、性別にかかわらず、誰もが生きやすい社会をつくることにあります。陳情内容にある男性向けの支援事業は、自殺対策、生活困窮者支援、ひきこもり支援や就労支援は既に他部局の制度体系で実施されており、近年では、本市のこころの健康相談やキャリアの保健室では、男女半々ぐらいの相談があると聞いています。

よって、既に行われていることから、願意に沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 日本共産党。

○まじま委員 陳情第24号について、日本共産党は願意に沿い難いと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を述べたいと思います。

男女の賃金格差など、ジェンダー不平等の現状は客観的な事実であり、女性が優遇されているかのような本陳情の基本的な認識は誤りであると考えます。男性も含めた就労支援などの支援を強めることを否定するものではありませんが、男性向けに特定した新設については、必要性を含め、十分な議論が必要です。女性への支援を縮小することや、支援が少子化に結びついているという意見がありますが、原因のすり替えであり、むしろ、ジェンダー平等が進んでいる北欧などのほうが出生率が高い傾向にあると言えます。全国紙の報道によると、パート、アルバイトの30代男性の有配偶者率は12%で、正規社員の57%と比べ、明らかに低いと指摘されており、雇用の非正規化が出生数の減少の要因としています。男女共同参画によって少子化になっているかのような指摘はふさわしくありません。

以上のことから、陳情第24号は願意に沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 旭川市民連合。

○小林委員 陳情第24号につきまして、旭川市民連合は不採択と判断いたしました。

簡潔に理由を述べます。

まず、困難を抱える男性への支援が必要であるという認識については賛同いたします。しかしながら、本陳情が求める事業の見直しや再編には、次の観点から同意し難いと考えます。

第1に、男女共同参画事業は、性別にかかわらず権利が守られ、個人の能力が発揮できる社会を目指すものであり、その評価を少子化や人口減少対策の視点で行うことは適切ではありません。

第2に、男女共同参画事業において女性向けの施策が多いのは、歴史的に続いてきた構造的な男女格差が依然として解消されていないためであります。現在の支援事業は、その不均衡を是正するための取組であり、これを女性偏重として縮小、再編することは、本来の理念に逆行するものであると考えます。

以上のことから、本陳情の願意には沿い難いと判断いたしました。

○高橋ひでとし委員長 無所属、安田委員。

○安田委員 国のほうでは、男女共同参画社会基本法が満場一致で1999年に成立しました。この背景としては、国連で1967年に女性差別撤廃宣言が採択されましたけれども、日本も加盟国として賛成はしていたんですけれども、国内では、そこでの対応措置を何も行ってきませんでした。ですから、国連、国際社会からの要請ということが一つ。それから、もう一つが、国内的な要因である少子化と高齢化であります。日本でも憲法に男女平等がうたわれているにもかかわらず、政策・意思決定過程への女性の参画率の低さ、男女間の賃金格差、育児、家事へ参画する男性の割合の低さなど、問題があり、日本の男女共同参画社会は、まだ道半ばにあるのではないかと考えております。旭川でも、平成13年の機構改革から男女共同参画推進課ができて、旭川市としても、男性への支援の必要性に対して問題意識を持って、他部局とも協力しながら取り組んでいるところなので、私としては願意に沿い難いと考えております。

○高橋ひでとし委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第24号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第24号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和8年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第14号、議案第17号、議案第25号ないし議案第29号及び議案第40号の以上8件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 初めに、令和8年度各会計予算につきまして、予算規模を御説明申し上げます。一般会計予算書、各特別会計予算書の最初のページ、各会計予算総括表を御覧ください。

一般会計は1千818億円でございます。前年度当初予算と比較いたしまして、0.9%の増となっております。また、企業会計を含めた特別会計の合計は1千265億5千187万3千円で、0.1%の増となっております。一般会計と特別会計の合計は3千83億5千187万3千円で、0.6%の増となっております。

続きまして、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、総合政策部所管の予算につきまして、主なものを順次、御説明申し上げます。

令和8年度予算臨時事業費説明資料の3ページを御覧ください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、国際親善交流費1千476万4千円でございます。この事業は、姉妹・友好都市との多様な分野での交流を通じて、市民の国際理解の促進や国際交流の充実を図るとともに、国際的視野を持つ人材を育成するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。2款1項4目広報広聴費、広報DX推進費892万4千円でございます。シティープロモーションの推進及び情報発信のDX化を図るため、デジタル技術を活用した広報を推進するものでございます。

次に、2款1項9目企画費、中核市サミット開催事業費2千350万1千円でございます。地方分権の推進や中核市制度の充実強化を目指すとともに、全国の中核市等に向けて本市の自然や都市機能、食、デザインなどのPRを行うため、中核市サミット2026 in 旭川を開催するものでございます。

次に、6ページを御覧ください。10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、マイセン展示事業費6千256万8千円でございます。市民が文化に触れる機会やまちのにぎわい創出につなげるため、市内中心部にマイセンを常設展示し、新たな文化発信・観光スポットを創出するものでございます。

以上が、令和8年度一般会計予算のうち、総合政策部所管の主な事業でございます。よろしくお願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 行財政改革推進部の新年度の予算につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

資料はございませんが、行財政改革推進部の予算は全体で41億6千460万4千円と、今年度と比べまして5億8千672万9千円の減となっております。減となった主な要因といたしましては、基幹系業務システムのうち、税系など国が示す標準準拠システムへ移行する経費が業務終了により減となったこと、また、各部局が個々に保有、整備する地理空間データを統合するとともに、そのデータを外部公開するシステムの導入が完了したことによりまして減となったことなどがございます。新年度予算では、引き続き、市民サービス向上と業務効率化に資するDX推進に取り組むほか、ふるさと納税や企業版ふるさと納税といった財源確保の取組にもさらに力を入れてまいりたいと考えてございます。

主な事業につきましては、臨時事業費説明資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。ページ番号8から9までが行財政改革推進部の事業となっております。

まず、ページ番号8、2款1項2目の業務改善推進費7千150万1千円でございますが、ICTツールなどを活用するなどして、市民サービスの向上や職員の業務効率化を推進するものでございます。令和8年度は、職員自らがアプリ開発に取り組むことができるツールであります、キントーンを全庁に展開するほか、スポーツ推進課で実施する学校施設スポーツ開放事業に係る自主管理方式の導入をさらに進めるため、公共施設予約システム利用施設の追加と、スマートロック機能の導入拡大に取り組んでまいります。

続いて、印刷BPO推進費7千990万8千円でございますが、市民サービスの維持向上を図るとともに、職員の働きがい改革を実現するため、定型的印刷業務の一部を一括して外部委託するものでございます。令和8年度は、基幹系業務システムの標準準拠システムに移行した税などの印刷、封入、封緘等業務の外部委託を今年度に引き続き実施してまいります。

ページ番号9に移ります。9目企画費に移りまして、情報共有化促進費5億3千510万8千円でございますが、ネットワークの管理、パソコンの更新等により、情報共有環境を整備し、業務の効率化を図るとともに、セキュリティ対策を行い、情報資産を保護するものでございます。令和8年度は、職員の柔軟な働き方の推進に資するテレワークの拡大に向け、機器の拡充を図ってまいります。

続いて、ふるさと納税推進費25億4千898万5千円でございますが、本市ふるさと納税推進

のため、ポータルサイト等を活用し、本市の魅力やふるさと納税に関する情報を広く発信するもの
でございます。令和8年度におきましては、寄附額の目標50億円を達成すべく、新規ポータルサ
イトを活用するとともに、魅力ある返礼品の開発やさらなるPR強化に努めてまいります。

以上、行財政改革推進部に関わる令和8年度の主な事業でございます。よろしくお願ひ申し上げ
ます。

○片岡女性活躍推進部長 続きまして、議案第14号、一般会計予算のうち、女性活躍推進部所管
の概要を御説明申し上げます。女性活躍推進部は、一般会計のみ9事業です。経常費4事業、臨時
費5事業です。予算総額は1億5千341万8千円で、前年度に対し88万7千円の増となってお
ります。

主な事業について、臨時事業費説明資料の10ページを御覧ください。

まず、1番目、女性活躍・ワークライフバランス推進費183万3千円です。各種啓発事業を実
施するもので、令和8年度は、就労への意識づけ、再就職への支援、また、働く女性が長く活躍す
るためのネットワーク形成を実施いたします。

続きまして、女性デジタル人材・起業家育成事業費261万5千円です。女性の経済的自立や就
労環境を創出するため、多様な働き方を進め、在宅ワークなどの柔軟な働き方に対応し、社会的ニ
ーズが高いSNS投稿作成などのデジタルスキル習得や就労支援、また、起業前、また就業間もな
い、これから規模を拡大したいと考えている人を対象に、法人設立に関するセミナーや女性経営者
との交流支援を実施し、雇用につながる起業を後押しいたします。

続きまして、つながりサポート事業費826万8千円です。令和8年度は、不安や困難を抱える
女性に加えまして、困窮の自覚がなく、支援や窓口につながりにくい若年層も対象に、LINE相
談や出張相談、相談とワークショップを組み合わせたイベントなど、アウトリーチ型の支援や小規
模な居場所づくり、また、生理用品の配布を通して相談窓口を周知いたします。また、新たな事業
として、経済的に困難を抱えるひとり親家庭などを対象に、所得向上を目的としたセミナーを実施
いたします。

最後に、母子生活支援施設整備特別補助金です。1千134万7千円です。社会福祉法人旭川隣
保会が母子生活支援施設、トキワの森を整備した際に金融機関等から借り入れた整備費の償還に対
し補助するものです。

以上が、女性活躍推進部の事業になります。

○三宅地域振興部長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算及び議案第17号、令和8年
度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について、地域振興部所管分を御説明申し上げます。

まず初めに、一般会計の歳入でございますが、総額3億2千694万4千円となっております。
令和7年度当初予算と比較しますと、市債の縮減のため、約57%の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、2款総務費、8款土木費を合わせますと、全20事業、8億
3千190万4千円となっており、令和7年度当初予算と比較しますと約33%の減となっており
ます。内訳でございますが、歳出予算のうち約73%が土木費で、その主な事業として、4億9千
100万円が公共投資を実施する優良建築物等整備事業補助金となっております。

続きまして、令和8年度予算臨時事業費説明資料により、臨時事業のうち主な事業について御説
明申し上げます。

初めに、11ページ、一番上の段でございます。2款1項9目の中心市街地活性化推進費6千321万2千円でございます。この事業は、中心市街地活性化に向けた取組を行うものであり、令和8年度は、旭川駅周辺かわまちづくり計画の一環で、橋梁標示を整備するほか、買物公園エリア未来ビジョンの実現に向け、ワンストップ申請で買物公園を利用できる仕組みづくりに向けた実証実験、また駅前広場を活用した冬期のにぎわいづくりを行うものです。

続きまして、次の段、航空路線確保対策費781万6千円です。この事業は、国内及び国際航空路線の維持、また拡充を図るため、誘致活動などを行うものです。

続きまして、次の段、地域公共交通対策費9千822万4千円です。この事業は、本市における持続可能な新たな市内バス路線網の構築を目指し、公共交通に係る運行支援、また利用促進事業を実施するほか、乗務員の確保に係る助成、またユニバーサルデザインタクシーの導入支援等を行うものです。

続きまして、12ページ一番上の段、JR路線維持対策費359万6千円です。この事業は、本市が関係するJRの宗谷線、石北線、富良野線の維持存続に向け、この3線区利用者の運賃の一部を助成する取組を行うほか、国や北海道、沿線自治体とともに路線存続に向けた取組を行うものです。

続きまして、一番下の段、8款1項4目、優良建築物等整備事業補助金4億9千100万円です。これは、中心市街地活性化に資する都市機能を誘導するため、一定の基準に基づき、宿泊施設や商業施設など、新たな建築物や施設を建設する民間事業者に対し、建設工事費の一部を補助するものです。

続きまして、13ページ中段、8款5項1目の街あかり推進費2千800万円です。これは、冬期において、夜間における都市の魅力を高める美しい景観づくりを推進することで、来街促進、またにぎわいの創出を図り、中心市街地の活性化に資するものであり、イルミネーション事業を運営する街あかり実行委員会に対し負担金を交付するものです。

続きまして、特別会計でございます。

同じページ、一番下の段、公共駐車場事業特別会計です。この特別会計は、駅や中心市街地への利便性向上を図るため、旭川駅前広場駐車場の運營業務委託料や光熱水費など、管理運営費を計上しており、事業費は全体で3千114万4千円を計上しております。

以上、地域振興部の令和8年度予算の主な事業の概要でございます。

続きまして、議案第25号となります。旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

令和7年3月、国において駐車場法施行令が改正され、自動車の駐車需要を生じさせるような大規模な用途を指す特定用途に共同住宅の用途が追加されたことに関わり、本市における共同住宅は、一般に敷地にゆとりを持った屋外駐車スペースが確保されているなど、東京や大阪などの大都市とは都市環境が異なり、現時点において共同住宅に起因する、特に、荷物の出し入れを行うための荷さばき車両などにより、道路交通への影響が顕在化している状況にはないことから、本条例に規定する特定用途につきましては、引き続き、共同住宅を含めないものとする改正であります。

なお、施行日については令和8年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、地域振興部に関連する議案となります。よろしくお願いたします。

○土岐総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算及び議案第17号、令和8年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算に関連し、新年度の予算の主な事業につきまして御説明を申し上げます。

臨時事業費説明資料を御覧いただきたいと思っております。

初めに、14ページ一番上、2款1項2目人事管理費の職員活性化推進費1千714万1千円につきましては、職員研修の実施や資格取得費用の一部助成を行うほか、人事業務の効率化や市役所機能を強化するため、新たにAIやデータを効果的に活用できるよう、人材マネジメントシステムを導入しようとするものでございます。

その3つ下の作業服リニューアル費160万1千円につきましては、職員の働く環境やモチベーションの向上を図るため、職員が着用する作業服について、機能性を高めるとともに、デザインシステムを取り入れてリニューアルしようとするものでございます。

次のページに移りまして、15ページ一番上の8目財産管理費の庁舎整備推進費5億3千955万1千円につきましては、第三庁舎の解体工事及び同跡地に駐車場整備工事を行うなど、総合庁舎周辺の整備を行おうとするものでございます。

次に、17ページ、公共駐車場事業特別会計につきましては、総務部の事業費といたしまして5千840万6千円を計上しており、7条駐車場の指定管理者への委託料、光熱水費や設備の賃借料などの管理経費となっているところでございます。

以上が、総務部に関わる新年度の主な事業でございます。

次に、条例改正につきまして御説明を申し上げたいと存じます。議案を御覧いただきたいと思っております。

初めに、議案第26号、旭川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の改正に準じ、条例等に基づき不利益処分をしようとする場合に必要となります聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を、公示送達によって行う場合の方法について改正しようとするもので、掲示場への掲示以外の閲覧の方法を追加しようとするものでございます。

次に、議案第27号、旭川市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましては、外国で勤務等をする事となった配偶者と共に生活をしたいと希望する職員に対し、休業を認めるため、地方公務員法に規定する配偶者同行休業の実施について、条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第28号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、交通用具を使用する場合の通勤手当の上限額を定めるとともに、現在条例で定めております使用距離による通勤手当の額を、別に規則で定めようとするものでございます。

以上、よろしく御願い申し上げます。

○内村防災安全部長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、防災安全部所管分につきまして御説明申し上げます。

防災安全部が所管する予算ですが、前年度と比べ2千395万8千円減の8千316万2千円となっております。減額の要因といたしましては、総合庁舎屋上及び旭川駅前広場に屋外スピーカー

を設置する等の情報伝達体制の整備と、浸水ハザードマップの作成が完了したことによるものでございます。

それでは、所管する事業の概要につきまして御説明いたします。

臨時事業費説明資料18ページを御覧ください。2款1項5目市民活動費の地域安全活動推進費2千944万5千円につきましては、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりの実現のため、市民などが実施する自主防犯活動を支援するほか、犯罪を抑止するためにさんろく街に設置しております街頭防犯カメラの刷新に加え、さらなる犯罪の抑止及び市民や本市を訪れる方の安全を確保するため、神居古潭及び旭川駅南広場に新たな防犯カメラを設置する経費でございます。

次に、9款1項3目消防施設費のコミュニティ防災資機材等整備費96万4千円につきましては、地域防災力の向上を図るために、町内会を主体とする自主防災組織の結成や育成に係る研修などに要する経費でございます。

次に、9款1項4目防災対策費の防災施設等整備費851万4千円につきましては、災害対策用備蓄品のうち、保存期限が迫っているアルファ化米などを更新するとともに、旭川市備蓄計画の改定に伴い、要配慮者に配慮した備蓄品目の拡充や、スフィア基準等を考慮したトイレの増強などに要する経費でございます。

次に、同じく防災対策費の災害時緊急情報配信費1千137万4千円につきましては、災害時の避難等に関する情報を市民及び観光客等に対して速やかに伝達するため設置した屋外スピーカーなどの運用に要する経費に加え、国から緊急情報を瞬時に伝達する全国瞬時警報システムの新型受信機等の整備に要する経費でございます。

以上が、防災安全部の説明となります。よろしく御願いたします。

○河端消防長 本定例会提出議案のうち、消防本部に関わります議案第14号及び議案第29号につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、9款消防費につきましては、資料はございませんが、消防本部が所管する予算の総額は9億9千155万9千円で、令和7年度と比較して1億5千524万4千円の減となっており、主な要因としましては、高機能消防指令センター装置改修費などの減額によるものでございます。

それでは、臨時事業費説明資料に基づき、主な事業について御説明申し上げます。

81ページを御覧ください。初めに、9款1項1目常備消防費の消防庁舎整備費1億1千100万2千円につきましては、総合防災センターの照明設備の改修や北消防署の照明・暖房設備の改修などに要する経費を計上するものでございます。

次に、9款1項3目消防施設費の高齢者等防火安全推進費8千344万5千円につきましては、緊急通報システム事業における通報機器の更新や保守管理のほか、高齢者防火訪問事業における在宅高齢者への防火指導の委託事業に要する経費を計上するものでございます。

次のページ、82ページを御覧ください。次に、消防自動車整備費1億5千871万2千円につきましては、大型水槽車1台、高規格救急自動車1台、高度救命処置用資機材が2組、消防団で運用する小型動力ポンプ付積載車1台を更新するほか、はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールに係る償還金を計上するものでございます。

最後に、防火水槽管理費429万8千円につきましては、旧北都中学校の解体に伴い、同敷地な

どに設置している防火水槽や附帯設備の撤去に要する費用でございます。

以上が、消防本部に関わります9款消防費についての説明となります。

次に、議案書を御覧ください。議案第29号、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年4月1日に施行されることに伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額や、扶養に係る加算額を改正しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては令和8年4月1日としております。

以上が、消防本部に関わります議案の説明となります。よろしく願いいたします。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、選挙管理委員会事務局所管分について御説明します。

選挙管理委員会分の予算案は、経常費が2事業、臨時費が2事業で合計6千874万7千円を計上しています。

この中で、臨時事業について御説明します。臨時事業費説明資料の98ページを御覧ください。予算案では、令和9年度に予定されている選挙に関わり、令和8年度に要する経費を計上しています。まず、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙執行費として6千157万1千円、次に、旭川市議会議員選挙執行費として310万6千円を計上しています。

次に、予算書7ページの債務負担行為を御覧ください。先ほど御説明しました選挙に関わり、契約期間が令和8年度から9年度にまたがる北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙期日前投票所運営等業務ほか委託料と、ほか3件について、それぞれ債務負担行為を設定いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○酒井監査事務局長 監査事務局からは、所管の新年度予算案と契約の締結の2件の議案について説明させていただきます。

まず、議案第14号、令和8年度旭川市一般会計予算のうち、監査事務局所管分につきまして御説明申し上げます。

一般会計予算書4ページ、歳出の2款総務費6項監査委員費でございます。監査事務局では、昨年度と同様、2つの事業を計上しておりまして、1つ目は、各種監査等を実施するための監査事務費、2つ目は、包括外部監査を実施するため、外部の専門的知識を有する者と契約を締結する外部監査費でございます。これは、臨時事業費説明資料、最後のページ、99ページにも掲載をしております。この2つの事業を合わせた予算額は1千689万8千円で、前年度と比較して22万2千円、率にして1.3%の減となっております。予算減の理由としましては、コピー使用料など、事務費の減ということであります。

続きまして、議案第40号、包括外部監査契約の締結について御説明を申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、中核市である旭川市におきましては、毎会計年度、包括外部監査契約の締結が義務づけられておりまして、令和8年度の契約の締結について議会の議決を得ようとするものでございます。契約の内容といたしましては、包括外部監査契約に基づく業務のため、本年4月1日から1千200万円を上限とする額で、公認会計士、堤直美氏と契約を締結しようとするものであります。

なお、契約の上限額につきましては前年度と同額となっております。また、自治法の規定によりまして、同一の外部監査人と4回連続しての契約はできないこととされておりますけれども、堤氏は次年度は2年目でありまして、法的な問題はないということを申し添えます。

以上、監査事務局の説明といたします。よろしく願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。救急隊の現場到着遅延事案の発生について、理事者から報告願います。

○河端消防長 それでは、救急隊現場到着遅延事案の発生について御報告を申し上げます。

資料のほうを御覧ください。

まず初めに、本事案の1の覚知日時についてですが、令和8年2月12日木曜日、午前7時17分に119番通報された事案となります。

次に、2の出動場所は旭川市内、3の傷病者情報は男性としておりまして、御遺族の意向により、詳細な場所や年齢は非公表とさせていただきます。

次に、4の事案の概要についてですが、男性が屋外で倒れているところを発見し、救急要請があった事案であります。出動指令を受けた救急隊は、屋外で庁舎の除雪作業をしていたため、出動指令に気づくのが遅れ、通常の救急出動と比較し、約8分現場到着が遅延したものでございます。なお、救急隊の現場到着時、傷病者は心肺停止の状態であり、搬送先の医療機関まで救命処置を行いました。医療機関到着後に医師により死亡が確認されております。

次に、5の時間経過につきましては、記載のとおりでございますが、本事案では、出動指令の午前7時18分から救急車が出動した午前7時28分まで10分を要しておりますが、通常の救急出動であれば、除雪作業をしていたとしても出動指令から2分程度で出動できることから、本事案では約8分の遅延が生じたものと公表したところでございます。

次に、6の遅延の原因についてですが、庁舎の除雪作業を行う際、放送設備の外部スピーカーをオンに切り替え、屋外で出動指令を聞こえるようにしていましたが、灯油式融雪槽のバーナー音の影響や、強風を伴う降雪時に作業していたことにより、出動指令を聞き取ることができなかったものでございます。

次に、7の傷病者の関係者への対応についてですが、本事案の経緯や遅延による医師の見解につきまして、御家族に丁寧に説明し、謝罪をさせていただいたところでございます。

次に、8の医師の見解につきましては、本事案の初期状況から、遅延による影響は低いと考えられるとの見解を受けております。

次に、9の再発防止対策ですが、除雪作業などの屋外作業時には、常時勤務室に職員を確保するほか、消防指令センターに連絡し、外部スピーカーによる出動指令のほかに、携帯無線、携帯電話などの連絡手段を複数確保する体制を徹底いたします。

最後に、今回の遅延事案につきましては、一刻を争う緊急事態に対処するために、特に高い危機

管理意識が求められる消防組織にとって、あってはならないことであり、非常に反省しております。誠に申し訳ございません。今後、このようなことが発生しないよう再発防止対策を徹底し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以上が報告の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時44分